

公営住宅に特化した 火災共済事業の ご案内

当機構が取り組む 5つの事業



1. 住宅火災
共済事業



2. 復興建築
助成事業



3. 住宅災害見舞金
交付事業



4. 住宅防火
補助事業



5. コミュニケーション
ネットワークの構築



公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

火災共済機構のご紹介

当機構は、地方自治法第263条の2に基づき、地方公共団体から委託を受けて公営住宅等の火災共済事業を行うため、昭和25年3月31日に設立された公益法人で、国の住宅政策とともに、住宅の災害復旧の支援に取り組んでいます。

47都道府県をはじめ、652市区町村にご加入いただいています。

・火災共済委託契約・



当機構と火災共済委託契約を締結することで、
5つの事業すべてをご利用いただけます。

・5つの事業・

1. 住宅火災共済事業



火災共済給付金

住宅が火災や落雷により被災したとき、火災共済給付金を支払います。被災した住宅を修復しない場合、特定給付金を支払います。

2. 復興建築助成事業



被災した住宅の修復経費と火災共済給付金の差額（不足額）を助成します。

3. 住宅災害見舞金交付事業



住宅が風水雪害や地震などにより被災したとき、見舞金を交付します。

4. 住宅防火補助事業



住宅に防火設備を設置するとき、防火の取組みを行ったとき、補助を行います。

5. コミュニケーションネットワークの構築



情報提供や意見交換の場を通して、会員相互のコミュニケーションを醸成します。



・オンライン申請システム・

- 初めて操作する方にも分かりやすい画面・流れ
- 事務作業の負担を軽減



火災共済委託契約



当機構と火災共済委託契約を締結することで全ての事業をご利用いただけます。

Q1. どのような住宅が共済委託契約の対象となりますか？

地方公共団体が経営する公共賃貸住宅（公営住宅、改良住宅、地域優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅など）および共同施設（附帯施設、集会所など）です。

Q2. 契約する際の共済委託契約額はどのように設定されますか？

共済委託契約額は再調達価額と同額とすることを原則としておりますが、再調達価額未満での委託も可能です。

$$\text{再調達価額} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの標準単価（構造別）} \times \text{総延床面積} \quad (\text{※標準単価は、毎年機構が決定})$$

なお、再調達価額に対する共済委託契約額の割合を**付保率**といいます。付保率は各事業による支払額・補助額に影響しますので、共済委託契約額の設定は大変重要です。（P.3、P.4、P.5ご参照）

$$\text{付保率} = \text{共済委託契約額} / \text{再調達価額}$$

Q3. 年間の共済掛金はいくらですか？

共済掛金は、共済委託契約額に掛金率を乗じて算出します。
民間損害保険に比べて低廉な掛金率を実現しているため、安い掛金で大きな補償が得られます。

$$\text{共済掛金} = \text{共済委託契約額} \times \text{掛金率（構造別）} \quad (\text{※掛金率は全国一律})$$

掛金率（共済委託契約額1,000円当たり年額）

構造	掛金率
1 級構造（耐火構造）	11 銭
2 級構造（準耐火及び簡易耐火構造）	20 銭
3 級構造（木造等上記以外の構造）	29 銭

例) 再調達価額 4 億円の場合の年間掛金（耐火構造の住宅）

付保率100%の場合

共済委託契約額	掛金率	計算式	共済掛金
4 億円	11 銭	4 億円 × 11 銭 / 千円	4 万4,000円

付保率65%の場合

2.6億円	11 銭	2.6億円 × 11 銭 / 千円	2 万8,600円
-------	------	-------------------	------------------

1. 住宅火災共済事業

共済委託した住宅等が、火災や落雷により損害を被ったとき、火災共済給付金をお支払いする事業です。

火災共済給付金をお支払いする損害



火災



落雷



爆発



避難・消火活動に伴う
水損及び破損

Q1. 火災共済給付金はどのように算定されますか？

被災住宅等を修復する場合は、修復経費に付保率を乗じて算定し火災共済給付金をお支払いします。

$$\text{火災共済給付金} = \text{修復経費} \times \text{付保率} (\text{共済委託契約額} / \text{再調達価額})$$

修復しない場合は、保全行為・残存物の取り片付け費用等、応急措置に要する経費に対して、**特定給付金**をお支払いします。詳細は機構までお問い合わせください。

例



A団地（再調達価額
4億円）の住戸が
火災で**1,000万円**の
修復経費が発生…

(1) 全額填補（付保率100%）

$$\text{修復経費 } 1,000\text{万円} \times \frac{\text{共済委託契約額 } 4\text{億円}}{\text{再調達価額 } 4\text{億円}} = \text{火災共済給付金 } 1,000\text{万円}$$

修復経費1,000万円と同額の火災共済給付金1,000万円が給付され、**全額填補**されます。

(2) 一部填補（付保率65%）

$$\text{修復経費 } 1,000\text{万円} \times \frac{\text{共済委託契約額 } 2.6\text{億円}}{\text{再調達価額 } 4\text{億円}} = \text{火災共済給付金 } 650\text{万円}$$

修復経費1,000万円のうち、350万円が不足しますが、**復興建築助成事業**をご利用頂けます。

不足額
350万円

Q2. 火災共済給付金の請求はいつからできますか？

修復経費が確定していれば、修復工事完了を待たずにご請求いただけます。後述の復興建築助成金も同様です（火災共済給付金と復興建築助成金は同時にご請求ください）。

2. 復興建築助成事業

付保率が100%未満のため火災共済給付金が修復経費（再調達価額が限度）を下回ったとき、不足額の一部を助成する事業です。

Q. 復興建築助成金はどのように算定されますか？

本事業は付保率65%以上100%未満の契約に適用され、修復経費と火災共済給付金の差額（不足額）の80%を助成します。**住宅火災共済事業 Q1.(2)**の事例では不足額の350万円の80%にあたる**280万円**を復興建築助成金として助成します。

$$\text{復興建築助成金} = (\text{修復経費} - \text{火災共済給付金}) \times 80\%$$

3. 住宅災害見舞金交付事業

共済委託した住宅等が、風水雪害や地震などで被災した場合に損害の程度に応じて、住宅災害見舞金をお支払いする事業です。

住宅災害見舞金をお支払いする損害



風水雪害、凍結、
降雹



土砂崩れ、土石流
及び地滑り



地震、火山の噴火
及び津波



車両（その積載物を含
む）の衝突及び接触



航空機の墜落及び接触並び
に航空機からの物体の落下

Q1. 住宅災害見舞金はどのように算定されますか？

1. 被害概算額に応じて右表により算定します。
2. 1 災害ごとに被害概算額「1万円」以上から対象となり、**40万円未満は全額を交付します。**
(※ 1万円未満は切捨て)
3. 1 災害に係る被災会員全体の見舞金額は2億円を限度とします。
4. 被災住宅等の付保率が65%未満の場合、見舞金額が付保率に応じて減額されます。

Q2. 1 災害とはなんですか？

1 災害とは、例えば台風ごと（台風1号、台風2号）の被害のことです。

Q3. 見舞金の交付申請はいつからできますか？

修復経費の見積額で申請・支払いが可能です。

相互救済事業として見舞の意を表することを目的としているため、見舞金の交付を迅速に行えるよう見積額での申請・支払いが可能です。

Q4. 国の補助事業を申請した場合も交付申請ができますか？

既設公営住宅の復旧補助、激甚災害の適用等の**国の補助と併用**することができます。

〈住宅災害見舞金の算定方法〉

区分	被害概算額		見舞金額
	万円以上～万円未満		万円(※)
1	1	～ 40	被害概算額
2	40	～ 60	40
3	60	～ 90	50
4	90	～ 130	70
5	130	～ 180	95
6	180	～ 240	125
7	240	～ 310	160
8	310	～ 390	170
9	390	～ 480	200
10	480	～ 580	240
11	580	～ 690	280
12	690	～ 810	320
13	810	～ 950	360
14	950	～ 1,110	420
15	1,110	～ 1,290	480
16	1,290	～ 1,500	550
17	1,500	～ 1,740	630
18	1,740	～ 2,010	710
19	2,010	～ 2,310	800
20	2,310	～ 2,640	900
21	2,640	～ 3,000	1,000
22	3,000	～ 5,000	1,200
23	5,000	～ 7,500	1,500
24	7,500	～ 10,000	1,800
25	10,000	～	2,000

(※) 第01区分で被害概算額に1万円未満の端数部分がある場合当該端数部分は切り捨てる。

4. 住宅防火補助事業

共済委託した住宅等に、消防設備や会員による防火の取組みを行った場合、その経費を補助する事業です。

住宅防火補助対象



Q1. 補助金はどのように算定されますか？

補助対象ごとに「補助数量基準（表中①）」「補助単価・補助率（表中②）」が決まっており、この補助基準にもとづき補助金が決定します。

Q2. 補助金に限度額はありますか？

1. 補助対象ごとに一会員が申請できる限度額を設けています（表中③）。
2. 一会員あたり、前年度末の年間掛金額の2分の1に相当する金額まで申請いただけます（表中④）。ただし、平均付保率が65%未満の場合は、掛金の2分の1×平均付保率となります。（平均付保率＝全委託契約額の合計／全委託契約に係る再調達価額の合計）

Q3. 防火活動支援事業とはなんですか？

居住する方に対して行う「火事を出さない」「火事になってもなるべく早期に消火する」という防火の取組み、例えば、**火災の危険性を低減する知識の習得や、出火時の初期消火等の行動をフォローする訓練等の活動経費に対して補助を行います。**

例：戸別に訪問し、防火を呼びかけエアゾール式簡易消火具を配付



補助区分	補助対象	補助基準		一会員 年間限度額③	一会員 申請限度額④
		補助数量 基準①	補助単価 補助率②		
防火活動	防火活動支援事業		1 防火活動支援事業の実費	100万円	前年度末の 年間掛金額の 1/2
防火設備 (既存住宅に限る)	消火器	住戸2戸に1本 共同施設1棟に1本	1本又は1箱5,000円	100万円	
	消火器格納庫箱				
	消火栓	概ね20戸に1基	事業費の5割	50万円	
	消火栓ホース				
	住宅用火災警報器	1戸につき3基まで	1基2,000円	50万円	
ガス警報器	1戸につき1基	1基2,000円	50万円		

5. コミュニケーションネットワークの構築 ～共助の理念の共有～

会員相互や会員と機構のコミュニケーションを深めるために、地域におけるフォーラムの開催、ホームページや機関誌を通じての情報の公開を行っています。

Q. 地域におけるフォーラムの参加費用はいくらですか？

無料です。会員以外の自治体の方にもご参加いただけます。
当機構のHPより申し込みを承っております。
みなさまのご参加をお待ちしております。



令和6年度 開催地

栃木県 宇都宮市 令和6年10月7日(月)・8日(火)

兵庫県 姫路市 令和6年11月21日(木)・22日(金)

時間 1日目：15:00～19:30 2日目：9:30～12:00

フォーラム内容

- ・報告会（火災の発生状況の報告等）
- ・交流会
- ・会員意見交換会
- ・講演会

講演案内

令和6年度

	1日目 (16:00～)	2日目 (10:00～)
栃木・宇都宮フォーラム	<p>講演 「公営住宅の現在とこれから」</p> <p>講師 伊藤 明子氏 (公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター顧問、前消費者庁長官、元国土交通省住宅局長)</p> 	<p>講演 「少子高齢化時代の地域住宅政策(仮題)」</p> <p>講師 中川 雅之氏 (日本大学経済学部教授)</p> 
兵庫・姫路フォーラム	<p>対談 「DX：地方創生と働き方改革の視点から」</p> <p>講師 山田 啓二氏 (京都産業大学法学部教授・理事長、公益財団法人京都市文化財団理事長、前京都府知事)</p> <p>井上 裕美氏 (日本IBM株式会社 取締役、日本IBMデジタルサービス株式会社代表取締役社長)</p>  	<p>講演 「歴史と文化のまちづくり」</p> <p>講師 内田 俊一氏 (元内閣府事務次官、初代消費者庁長官、国立京都国際会館館長)</p> 

業務季報の発行

年4回、機関誌「全住済業務季報」を発行しております。

●主な掲載内容

- ・業務報告 ・機構の動き ・機構からのお知らせ ・会員紹介 他

詳細についてはHPをご覧ください。

▶ <https://www.kojukyo.or.jp>



お問い合わせ先

事業等の質問、掛金の試算(見積り)のご用命は事業部まで。
お気軽にお問い合わせください。

>>> TEL 03-3501-9497



公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階
TEL : 03-3501-9479(総務部)・9497(事業部)・9498(企画調査部)
FAX : 03-3501-6914 E-mail : kjk@kojukyo.or.jp

<https://www.kojukyo.or.jp>

